



1日5人が事故やけがに遭っています

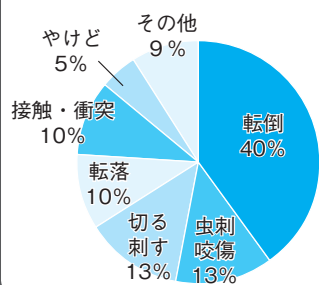
平成23年に、事故やけがで救急搬送または病院を受診した市民は1,845人で、1日当たりになると5人が受傷したことになります。



受傷者を年代別にみると、未成年または70歳以上のかたの受傷が多く、高齢者の場合、症状も重くなります。

受傷の原因として、全体の6割が日常生活（一般負傷）の中で発生しており、その中で「転倒」が最も多く、次に「虫刺・咬傷」「切る・刺す」と続いています。（右記グラフ参照）

平成23年一般負傷原因の内訳 (セーフコミュニティ推進室調べ)



これから、子どもたちが夏休みを迎えます。体調管理に努め、みんなで声を掛け合い、事故やけがに遭わないように気を付けましょう。

8月はいのちを守る運動月間です

市は8月を「十和田市のいのちを守る運動月間」として定め、各種機関、市民団体の協力のもと、重点的に自殺や事故死の予防に取り組みます。

自殺や交通事故、労働中の死亡事故を防ぐためには、職場や家庭、地域で声を掛け合い、行動することが大切です。皆様のご理解とご協力をお願いします。

■総決起大会・キャンペーンのお知らせ

とき 8月1日(水) 午前10時～11時30分

ところ 駒っこ広場(官庁街通り)

(雨天時は市民文化センター)

※どなたでも参加できます。

※総決起大会終了後、青森銀行十和田支店前でのいのちを守る運動キャンペーンを行います。

みんなでかけがえのないいのちを守りましょう



法律相談

あなたの街の



～第2回～

市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は、「相続財産の遺留分」についてです。

☎生活環境課 ☎⑤16725

Q 私には、夫がなく長男と長女がいます。財産の全部を長男に相続させる遺言を作成しました。死後、どのように扱われますか。

A この遺言は、法律的には有効ですが、遺留分の問題が生じます。子が相続人の場合、その相続人には遺言によっても侵害されない部分(遺留分)があります。遺留分を侵害する遺言を作成しても有効ですが、後に遺留分の請求があると(正式には「遺留分減殺請求」と言います)、その部分の遺言は無効になります。もっとも、遺言全部が無効になるわけではなく、請求された遺留分の部分だけが無効になります。以上の話を簡単にすると「遺留分の請求がなければ有効」というものです。

Q (先ほどの例で)私は長女ですが、母の死後、遺言で全財産1千万円が長男に相続されました。その場合、遺留分を請求できますか。また、遺留分は幾らになりますか。

A 遺留分を請求する場合は、次の条件を満たす必要があります。①相続人が子や孫、配偶者などであること(兄弟姉妹は不可)。②遺留分の侵害を知ってから1年以内かつ死後10年以内であること。長女であれば、①は問題ありませんので、②が必要になります。また、子の場合の遺留分は、法律で定められた相続分(この場合は2分の1)の2分の1となりますので、1千万円の4分の1、すなわち250万円が遺留分減殺請求できる金額となります。

Q (先ほどの例で)遺留分減殺請求をしたいのですが、どうすればいいですか。

A 法律では、遺言で財産を受け取った相手に対し、遺留分を請求する意思を表明すればいいとされています。そこで、長男に対し、内容証明郵便で遺留分として250万円の支払いを請求する文書を送るといいでしょう。長男が250万円の返還に応じない場合、家庭裁判所で行う調停などの法的手続きを進めることになります。

以上になりますが、話をわかりやすくするため割愛した部分もあります。遺留分の問題は非常に難しい話ですので、必ず弁護士に相談してください。

(文責)弁護士 十枝内 巨
弁護士法人十枝内総合法律事務所
十和田支所 ☎⑤14005